

新旧対照表〔2023年6月1日実施〕

■ でんき契約料金表

改定前（旧）	改定後（新）
<p>1 契約種別 (略) 1－1 プランM (略) (4) 料金</p> <p>基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は 2（プランM料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、2（プランM料金表）によって算定された金額、7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p>1 契約種別 (略) 1－1 プランM (略) (4) 料金</p> <p>イ プランM（東北）、プランM（中部）、プランM（北陸）、プランM（四国）、プランM（九州）</p> <p>基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は 2（プランM料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、2（プランM料金表）によって算定された金額、7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>□ プランM（北海道）、プランM（東京）</p> <p>基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は 2（プランM料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、2（プランM料金表）によって算定された金額、7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、8（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および 9（電源調達等調整）(1)ハによって算定された電源調達等調</p>

	<p>整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>1－2 プランL (略) (4) 料金</p> <p>基本料金および電力量料金は3（プランL料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、3（プランL料金表）によって算定された金額、7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および8（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>
--	---

(新設)

9 電源調達等調整

(1) 電源調達等調整額の算定

イ 電源調達等調整単価

電源調達等調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{電源調達等調整単価} = \text{固定単価} + \text{変動単価}$$

(1) 固定単価

固定単価は、以下の通りといたします。

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	7.00円（7.70円）

(II) 変動単価

変動単価は、au でんきサービス（au でんき需給約款、au でんき需給約款（【法人】でんき L プラン負荷）および au でんき需給約款（低圧電力）に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）および当社が小売電気事業者として提供するその他のでんきサービス（当社が定めるでんき契約約款に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下 au でんきサービスと併せて「本サービス」といいます。）に関する電気の使用電力量、料金および電源の調達費用の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{変動単価} = D - E$$

D=各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用

E=各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上

なお、変動単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。上記によって算出された変動単価が 7 円を超える場合、変動単価は 7 円とし、-7 円を下回る場合、変動単価は-7 円といたします。また、各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用および各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上の単位は、1 厘とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(i) 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用は、本サービスに関する各変動単価算定期間

における電源の調達費用、一般送配電事業託送供給等約款料金算定期規則第1条第2項第2号に定めるインバランス料金として当社が一般送配電事業者との間で精算する費用、調達・供給における附帯費用および余剰電力を一般社団法人日本卸電力取引所が運営する卸電力取引市場で売買した際の損益の合計（消費税等相当額を除く。）を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

(ii) 1キロワット時当たりの売上は、本サービスに関する電気の各変動単価算定期間における料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達等調整額および消費税等相当額を含まないものとします。）の合計を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

□ 電源調達等調整単価の適用

各変動単価算定期間の変動単価によって算定された電源調達等調整単価は、その変動単価算定期間に応する電源調達等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各変動単価算定期間に応する電源調達等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

変動単価算定期間	電源調達等調整単価適用期間
毎年 1月1日から3月31日までの期間	6月ご使用分
毎年 2月1日から4月30日までの期間	7月ご使用分
毎年 3月1日から5月31日までの期間	8月ご使用分
毎年 4月1日から6月30日までの期間	9月ご使用分
毎年 5月1日から7月31日までの期間	10月ご使用分
毎年 6月1日から8月31日までの期間	11月ご使用分
毎年 7月1日から9月30日までの期間	12月ご使用分
毎年 8月1日から10月31日までの期間	翌年 1月ご使用分
毎年 9月1日から11月30日までの期間	翌年 2月ご使用分
毎年 10月1日から12月31日までの期間	翌年 3月ご使用分

	<p>毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間</p> <p>毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）</p>	<p>翌年 4 月ご使用分</p> <p>翌年 5 月ご使用分</p>	
	ハ 電源調達等調整額		
	電源調達等調整額は、その 1 月の使用電力量にイによって算定された電源調達等調整単価を適用して算定いたします。		
	(2) 電源調達等調整単価の掲示		
	当社は、電源調達等調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。		
9 収納手数料の負担等 (略)	10 収納手数料の負担等 (略)		
附 則（実施期日） この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則（実施期日） この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。		

■ でんき契約約款料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>1 契約種別 (略) 1 – 1 いいだのでんき M (略) (4) 料金</p>	<p>1 契約種別 (略) 1 – 1 いいだのでんき M (略) (4) 料金 イ いいだのでんきM（東北），いいだのでんきM（北陸），いいだのでんきM（四国），いいだのでんきM（九州） 基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（いいだのでんきM料金表）のと</p>

<p>基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は 2（いいだのでんきM料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、2（いいだのでんきM料金表）によって算定された金額、7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および8（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p>おりといたします。</p> <p>基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は 2（いいだのでんきM料金表）のとおりといたします</p> <p>料金は、2（いいだのでんきM料金表）によって算定された金額、7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および8（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>
<p>1 – 2 いいだのでんき L (略) (4) 料金</p> <p>基本料金および電力量料金は 3（いいだのでんき L 料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、3（いいだのでんき L 料金表）によって算定された金額、7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および8（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p>	<p>1 – 2 いいだのでんき L (略) (4) 料金</p> <p>イ いいだのでんき L（東北）、いいだのでんき L（北陸）、いいだのでんき L（九州）</p> <p>基本料金および電力量料金は 3（いいだのでんき L 料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、3（いいだのでんき L 料金表）によって算定された金額、7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および8（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p>

<p>－発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p>－発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>□ いいだのでんき L（北海道）、いいだのでんき L（東京）</p> <p>基本料金および電力量料金は 3（いいだのでんき L 料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、3（いいだのでんき L 料金表）によって算定された金額、7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、8（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および 9（電源調達等調整）(1)ハによって算定された電源調達等調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>				
<p>（新設）</p>	<p>9 電源調達等調整</p> <p>(1) 電源調達等調整額の算定</p> <p>イ 電源調達等調整単価</p> <p>電源調達等調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>電源調達等調整単価 = 固定単価 + 変動単価</p> <p>(1) 固定単価</p> <p>固定単価は、以下の通りといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1343 1171 2016 1283"> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1キロワット時につき</td><td>7.00円（7.70円）</td></tr> </table> <p>(II) 変動単価</p> <p>変動単価は、au でんきサービス（au でんき需給約款、au でんき需給約款（【法人】でんき</p>		税抜額（税込額）	1キロワット時につき	7.00円（7.70円）
	税抜額（税込額）				
1キロワット時につき	7.00円（7.70円）				

L プラン負荷) および au でんき需給約款（低圧電力）に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）および当社が小売電気事業者として提供するその他のでんきサービス（当社が定めるでんき契約約款に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下 au でんきサービスと併せて「本サービス」といいます。）に関する電気の使用電力量、料金および電源の調達費用の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。
変動単価 = D - E

D = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用

E = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上

なお、変動単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。上記によって算出された変動単価が 7 円を超える場合、変動単価は 7 円とし、-7 円を下回る場合、変動単価は-7 円といたします。また、各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用および各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上の単位は、1 厘とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(i) 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用は、本サービスに関する各変動単価算定期間における電源の調達費用、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第 1 条第 2 項第 2 号に定めるインバランス料金として当社が一般送配電事業者との間で精算する費用、調達・供給における附帯費用および余剰電力を一般社団法人日本卸電力取引所が運営する卸電力取引市場で売買した際の損益の合計（消費税等相当額を除く。）を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

(ii) 1 キロワット時当たりの売上は、本サービスに関する電気の各変動単価算定期間における料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達等調整額および消費税等相当額を含まないものとします。）の合計を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

□ 電源調達等調整単価の適用

各変動単価算定期間の変動単価によって算定された電源調達等調整単価は、その変動単

価算定期間に応する電源調達等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。
各変動単価算定期間に応する電源調達等調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

変動単価算定期間	電源調達等調整単価適用期間
毎年 1月 1日から 3月 31日までの期間	6月ご使用分
毎年 2月 1日から 4月 30日までの期間	7月ご使用分
毎年 3月 1日から 5月 31日までの期間	8月ご使用分
毎年 4月 1日から 6月 30日までの期間	9月ご使用分
毎年 5月 1日から 7月 31日までの期間	10月ご使用分
毎年 6月 1日から 8月 31日までの期間	11月ご使用分
毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間	12月ご使用分
毎年 8月 1日から 10月 31日までの期間	翌年 1月ご使用分
毎年 9月 1日から 11月 30日までの期間	翌年 2月ご使用分
毎年 10月 1日から 12月 31日までの期間	翌年 3月ご使用分
毎年 11月 1日から翌年の 1月 31日までの期間	翌年 4月ご使用分
毎年 12月 1日から翌年の 2月 28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2月 29日までの期間）	翌年 5月ご使用分

ハ 電源調達等調整額

電源調達等調整額は、その 1月の使用電力量にイによって算定された電源調達等調整単価を適用して算定いたします。

(2) 電源調達等調整単価の掲示

	当社は、電源調達等調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。
9 契約者等にかかる情報の利用 (略)	10 契約者等にかかる情報の利用
10 収納手数料の負担等 (略)	11 収納手数料の負担等 (略)
附 則（実施期日） この料金表は、 2023年4月1日 から実施いたします。	附 則（実施期日） この料金表は、 2023年6月1日 から実施いたします。

■ でんき契約約款料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>1 契約種別 (略) 1 – 1 BIGLOBE でんき M (略) (4) 料金</p> <p>基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は 2 (BIGLOBE でんきM料金表) のとおりといたします。 料金は、2 (BIGLOBE でんきM料金表) によって算定された金額、7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および8 (燃料費調整) (1)によって算定された燃料費調整額の合計といたします。 料金について支払を要する額は、料金ならびに料金 (7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にか</p>	<p>1 契約種別 (略) 1 – 1 BIGLOBE でんき M (略) (4) 料金</p> <p>イ BIGLOBE でんきM（東北）, BIGLOBE でんきM（北陸）, BIGLOBE でんきM（四国）, BIGLOBE でんきM（九州）</p> <p>基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は 2 (BIGLOBE でんきM料金表) のとおりといたします。 料金は、2 (BIGLOBE でんきM料金表) によって算定された金額、7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および8 (燃料費調整) (1)によって算定された燃料費調整額の合計といたします。 料金について支払を要する額は、料金ならびに料金 (7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にか</p>

<p>かる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p>かる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>□ BIGLOBE でんきM（北海道）, BIGLOBE でんきM（東京）</p> <p>基本料金, 最低料金, 最低月額料金, 電力量料金は 2 (BIGLOBE でんきM料金表) のとおりといたします。</p> <p>料金は, 2 (BIGLOBE でんきM料金表) によって算定された金額, 7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金, 8 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額および 9 (電源調達等調整) (1)ハによって算定された電源調達等調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>
<p>1 – 2 BIGLOBE でんき L (略) (4) 料金</p> <p>基本料金および電力量料金は 3 (BIGLOBE でんき L 料金表) のとおりといたします。</p> <p>料金は, 3 (BIGLOBE でんき L 料金表) によって算定された金額, 7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p>1 – 2 BIGLOBE でんき L (略) (4) 料金</p> <p>イ BIGLOBE でんき L（東北）, BIGLOBE でんき L（北陸）, BIGLOBE でんき L（九州）</p> <p>基本料金および電力量料金は 3 (BIGLOBE でんき L 料金表) のとおりといたします。</p> <p>料金は, 3 (BIGLOBE でんき L 料金表) によって算定された金額, 7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>□ BIGLOBE でんき L（北海道）, BIGLOBE でんき L（東京）</p>

基本料金および電力量料金は 3 (BIGLOBE でんき L 料金表) のとおりといたします。

料金は、3 (BIGLOBE でんき L 料金表) によって算定された金額、7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、8 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額および 9 (電源調達等調整) (1)ハによって算定された電源調達等調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金 (7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

(新設)

9 電源調達等調整

(1) 電源調達等調整額の算定

イ 電源調達等調整単価

電源調達等調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{電源調達等調整単価} = \text{固定単価} + \text{変動単価}$$

(イ) 固定単価

固定単価は、以下の通りといたします。

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	7.00円 (7.70円)

(ロ) 変動単価

変動単価は、au でんきサービス (au でんき需給約款、au でんき需給約款 ([法人]でんき L プラン負荷) および au でんき需給約款 (低圧電力)に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。) および当社が小売電気事業者として提供するその他のでんきサービス (当社が定めるでんき契約約款に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下 au でんきサービスと併せて「本サービス」といいます。) に関する電気の使用電力量、料金および電源の調達費用の値にもとづき、次の算式によって算

定された値といたします。

変動単価 = D - E

D = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用

E = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上

なお、変動単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。上記によって算出された変動単価が 7 円を超える場合、変動単価は 7 円とし、-7 円を下回る場合、変動単価は-7 円といたします。また、各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用および各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上の単位は、1 厘とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(i) 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用は、本サービスに関する各変動単価算定期間における電源の調達費用、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第 1 条第 2 項第 2 号に定めるインバランス料金として当社が一般送配電事業者との間で精算する費用、調達・供給における附帯費用および余剰電力を一般社団法人日本卸電力取引所が運営する卸電力取引市場で売買した際の損益の合計（消費税等相当額を除く。）を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

(ii) 1 キロワット時当たりの売上は、本サービスに関する電気の各変動単価算定期間ににおける料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達等調整額および消費税等相当額を含まないものとします。）の合計を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

□ 電源調達等調整単価の適用

各変動単価算定期間の変動単価によって算定された電源調達等調整単価は、その変動単価算定期間に対応する電源調達等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各変動単価算定期間に応する電源調達等調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

変動単価算定期間	電源調達等調整単価適用期間
毎年 1月 1日から 3月 31日までの期間	6月ご使用分
毎年 2月 1日から 4月 30日までの期間	7月ご使用分
毎年 3月 1日から 5月 31日までの期間	8月ご使用分
毎年 4月 1日から 6月 30日までの期間	9月ご使用分
毎年 5月 1日から 7月 31日までの期間	10月ご使用分
毎年 6月 1日から 8月 31日までの期間	11月ご使用分
毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間	12月ご使用分
毎年 8月 1日から 10月 31日までの期間	翌年 1月ご使用分
毎年 9月 1日から 11月 30日までの期間	翌年 2月ご使用分
毎年 10月 1日から 12月 31日までの期間	翌年 3月ご使用分
毎年 11月 1日から 翌年の 1月 31日までの期間	翌年 4月ご使用分
毎年 12月 1日から 翌年の 2月 28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月 29日までの期間）	翌年 5月ご使用分

ハ 電源調達等調整額

電源調達等調整額は、その 1 月の使用電力量にイによって算定された電源調達等調整単価を適用して算定いたします。

	(2) 電源調達等調整単価の掲示 当社は、電源調達等調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。
9 契約者等にかかる情報の利用 (略)	10 契約者等にかかる情報の利用 (略)
10 収納手数料の負担等 (略)	11 収納手数料の負担等 (略)
附 則（実施期日） この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。	附 則（実施期日） この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款料金表（UQ でんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>1 契約種別 (略)</p> <p>1 – 1 UQ でんき M (略)</p> <p>(4) 料金</p> <p>基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は 2 (UQ でんき M 料金表) のとおりといたします。</p> <p>料金は、2 (UQ でんき M 料金表) によって算定された金額、9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 10 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p>	<p>1 契約種別 (略)</p> <p>1 – 1 UQ でんき M (略)</p> <p>(4) 料金</p> <p>イ UQ でんき M (東北) , UQ でんき M (北陸) , UQ でんき M (四国) , UQ でんき M (九州)</p> <p>基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は 2 (UQ でんき M 料金表) のとおりといたします。</p> <p>料金は、2 (UQ でんき M 料金表) によって算定された金額、9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 10 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p>

<p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> UQ でんきM（北海道）， UQ でんきM（東京）</p> <p>基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（UQ でんきM料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、2（UQ でんきM料金表）によって算定された金額，9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，10（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および 11（電源調達等調整）(1)ハによって算定された電源調達等調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>
<p>1 – 2 UQ でんき L (略)</p> <p>（4）料金</p> <p>基本料金および電力量料金は 3（UQ でんき L 料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、3（UQ でんき L 料金表）によって算定された金額，9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 10（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p>1 – 2 UQ でんき L (略)</p> <p>（4）料金</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> UQ でんき L（東北）， UQ でんき L（北陸）， UQ でんき L（九州）</p> <p>基本料金および電力量料金は 3（UQ でんき L 料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、3（UQ でんき L 料金表）によって算定された金額，9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 10（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> UQ でんき L（北海道）， UQ でんき L（東京）</p>

基本料金および電力量料金は3（UQ でんき L 料金表）のとおりといたします。

料金は、3（UQ でんき L 料金表）によって算定された金額、9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、10（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および 11（電源調達等調整）(1)ハによって算定された電源調達等調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（新設）

11 電源調達等調整

(1) 電源調達等調整額の算定

イ 電源調達等調整単価

電源調達等調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{電源調達等調整単価} = \text{固定単価} + \text{変動単価}$$

(1) 固定単価

固定単価は、以下の通りといたします。

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	7.00円（7.70円）

(II) 変動単価

変動単価は、au でんきサービス（au でんき需給約款、au でんき需給約款（【法人】でんき L プラン負荷）および au でんき需給約款（低圧電力）に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）および当社が小売電気事業者として提供するその他のでんきサービス（当社が定めるでんき契約約款に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下 au でんきサービスと併せて「本サービス」といいます。）に関する電気の使用電力量、料金および電源の調達費用の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{変動単価} = D - E$$

D=各変動単価算定期間における1キロワット時当たりの電源調達等調整費用

E=各変動単価算定期間における1キロワット時当たりの売上

なお、変動単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。上記によって算出された変動単価が7円を超える場合、変動単価は7円とし、-7円を下回る場合、変動単価は-7円といたします。また、各変動単価算定期間における1キロワット時当たりの電源調達等調整費用および各変動単価算定期間における1キロワット時当たりの売上の単位は、1厘とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(i) 1キロワット時当たりの電源調達等調整費用は、本サービスに関する各変動単価算定期間における電源の調達費用、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第1条第2項第2号に定めるインバランス料金として当社が一般送配電事業者との間で精算する費用、調達・供給における附帯費用および余剰電力を一般社団法人日本卸電力取引所が運営する卸電力取引市場で売買した際の損益の合計（消費税等相当額を除く。）を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

(ii) 1キロワット時当たりの売上は、本サービスに関する電気の各変動単価算定期間における料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達等調整額および消費税等相当額を含まないものとします。）の合計を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

□ 電源調達等調整単価の適用

各変動単価算定期間の変動単価によって算定された電源調達等調整単価は、その変動単価算定期間に對応する電源調達等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各変動単価算定期間に對応する電源調達等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

変動単価算定期間	電源調達等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日の期間	6月ご使用分

毎年 2月 1日から 4月 30日までの期間	7月ご使用分
毎年 3月 1日から 5月 31日までの期間	8月ご使用分
毎年 4月 1日から 6月 30日までの期間	9月ご使用分
毎年 5月 1日から 7月 31日までの期間	10月ご使用分
毎年 6月 1日から 8月 31日までの期間	11月ご使用分
毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間	12月ご使用分
毎年 8月 1日から 10月 31日までの期間	翌年 1月ご使用分
毎年 9月 1日から 11月 30日までの期間	翌年 2月ご使用分
毎年 10月 1日から 12月 31日までの期間	翌年 3月ご使用分
毎年 11月 1日から 翌年の 1月 31日までの期間	翌年 4月ご使用分
毎年 12月 1日から 翌年の 2月 28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2月 29日までの期間）	翌年 5月ご使用分

ハ 電源調達等調整額

電源調達等調整額は、その 1月の使用電力量にイによって算定された電源調達等調整単価を適用して算定いたします。

(2) 電源調達等調整単価の掲示

当社は、電源調達等調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

11 収納手数料の負担等

(略)

附 則（実施期日）

12 収納手数料の負担等

(略)

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>1 契約種別 (略) 1 – 1 じぶんでんき M (略) (4) 料金</p> <p>基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は 2（じぶんでんきM料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、2（じぶんでんきM料金表）によって算定された金額、9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および8（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p>1 契約種別 (略) 1 – 1 じぶんでんき M (略) (4) 料金</p> <p>イ じぶんでんきM（東北）、じぶんでんきM（北陸）、じぶんでんきM（四国）、じぶんでんきM（九州）</p> <p>基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は 2（じぶんでんきM料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、2（じぶんでんきM料金表）によって算定された金額、9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および8（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>□ じぶんでんきM（北海道）</p> <p>基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は 2（じぶんでんきM料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、2（じぶんでんきM料金表）によって算定された金額、9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、8（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および11（電源調達等調整）(1)ハによって算定</p>

1 - 2 じぶんでんき L

(略)

(4) 料金

基本料金および電力量料金は 3 (じぶんでんき L 料金表) のとおりといたします。

料金は、3 (じぶんでんき L 料金表) によって算定された金額、9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金 (9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

された電源調達等調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金 (9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

1 - 2 じぶんでんき L

(略)

(4) 料金

イ じぶんでんき L (東北), じぶんでんき L (北陸), じぶんでんき L (九州)

基本料金および電力量料金は 3 (じぶんでんき L 料金表) のとおりといたします。

料金は、3 (じぶんでんき L 料金表) によって算定された金額、9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金 (9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

□ じぶんでんき L (北海道)

基本料金および電力量料金は 3 (じぶんでんき L 料金表) のとおりといたします。

料金は、3 (じぶんでんき L 料金表) によって算定された金額、9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、8 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額および 11 (電源調達等調整) (1)ハによって算定された電源調達等調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金 (9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

(略)	(略)				
(新設)	<p>11 電源調達等調整</p> <p>(1) 電源調達等調整額の算定</p> <p>イ 電源調達等調整単価</p> <p>電源調達等調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> $\text{電源調達等調整単価} = \text{固定単価} + \text{変動単価}$ <p>(1) 固定単価</p> <p>固定単価は、以下の通りといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td><td>7.00円（7.70円）</td></tr> </tbody> </table> <p>(II) 変動単価</p> <p>変動単価は、au でんきサービス（au でんき需給約款、au でんき需給約款（【法人】でんき L プラン負荷）および au でんき需給約款（低圧電力）に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）および当社が小売電気事業者として提供するその他のでんきサービス（当社が定めるでんき契約約款に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下 au でんきサービスと併せて「本サービス」といいます。）に関する電気の使用電力量、料金および電源の調達費用の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> $\text{変動単価} = D - E$ <p>D = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用</p> <p>E = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上</p> <p>なお、変動単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。上記によって算出された変動単価が 7 円を超える場合、変動単価は 7 円とし、-7 円を下回る場合、変動単価は-7 円といたします。また、各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用および各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上の単位は、1 厘とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p>		税抜額（税込額）	1キロワット時につき	7.00円（7.70円）
	税抜額（税込額）				
1キロワット時につき	7.00円（7.70円）				

(i) 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用は、本サービスに関する各変動単価算定期間における電源の調達費用、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第1条第2項第2号に定めるインバランス料金として当社が一般送配電事業者との間で精算する費用、調達・供給における附帯費用および余剰電力を一般社団法人日本卸電力取引所が運営する卸電力取引市場で売買した際の損益の合計（消費税等相当額を除く。）を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といいたします。

(ii) 1 キロワット時当たりの売上は、本サービスに関する電気の各変動単価算定期間における料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達等調整額および消費税等相当額を含まないものとします。）の合計を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といいたします。

□ 電源調達等調整単価の適用

各変動単価算定期間の変動単価によって算定された電源調達等調整単価は、その変動単価算定期間に応する電源調達等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各変動単価算定期間に応する電源調達等調整単価適用期間は、次のとおりといいたします。

変動単価算定期間	電源調達等調整単価適用期間
毎年 1月 1日から 3月 31 日までの期間	6月ご使用分
毎年 2月 1日から 4月 30 日までの期間	7月ご使用分
毎年 3月 1日から 5月 31 日までの期間	8月ご使用分
毎年 4月 1日から 6月 30 日までの期間	9月ご使用分
毎年 5月 1日から 7月 31 日までの期間	10月ご使用分
毎年 6月 1日から 8月 31 日までの期間	11月ご使用分
毎年 7月 1日から 9月 30 日までの期間	12月ご使用分
毎年 8月 1日から 10月 31 日までの期間	翌年 1月ご使用分
毎年 9月 1日から 11月 30 日までの期間	翌年 2月ご使用分

		毎年 10月 1日から 12月 31日までの期間	翌年 3月ご使用分
		毎年 11月 1日から翌年の 1月 31日までの期間	翌年 4月ご使用分
		毎年 12月 1日から翌年の 2月 28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2月 29日までの期間）	翌年 5月ご使用分
ハ 電源調達等調整額			
電源調達等調整額は、その 1月の使用電力量にイによって算定された電源調達等調整単価を適用して算定いたします。			
(2) 電源調達等調整単価の掲示			
当社は、電源調達等調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。			
11 お客様の情報の利用 (略)	12 お客様の情報の利用 (略)		
12 収納手数料の負担等 (略)	13 収納手数料の負担等 (略)		
附 則（実施期日） この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。	附 則（実施期日） この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。		